

# 令和元年度履行状況調査の調査結果

令和元年 10 月 25 日  
公的研究費の適正な管理に関する有識者会議

## 1. 目的等

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定）（以下「ガイドライン」という。）第 7 節に定める履行状況調査は、機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について把握することを目的として実施するものであり、調査の結果、ガイドラインに基づく体制整備・運用に未履行があると判断された機関に対しては、所要の改善を促すため、管理条件の付与等の措置が講じられることとなるものである。

## 2. 調査対象・内容等

### [調査対象]

- 体制整備等自己評価チェックリストに基づき、抽出した優先度の高い機関（42 機関）
  - 平成 26 年 4 月以降に競争的資金の不正事案が発生した機関（1 機関）
- 合計 43 機関（別紙 1）

### [調査内容]

- 機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について、以下の調査の観点に基づき把握した。

[調査の観点]（例）※調査の観点は、体制整備等自己評価チェックリストのチェック項目に対応

- ① 最高管理責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、最高管理責任者に当たる者の職名を機関内外に周知・公表しているか
- ② 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、コンプライアンス教育を実施しているか
- ③ 不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定しているか
- ④ 発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施しているか
- ⑤ 競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表しているか
- ⑥ 内部監査部門は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施しているか

- 機関における「過去 3 年間の内部監査結果」を収集し、確認した。

### [調査体制・方法]

- 「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」において、各機関が提出する調査報告書等に基づき、「書面調査」を実施した。「書面調査」の結果、ガイドラインに基づく体制整備・運用に未履行事項があると考えられた 4 機関に「面接調査」、2 機関に「現地調査」を実施した。

- 調査の過程において、ガイドラインに基づく体制整備・運用に係る具体的な取組事例の提示などの助言を行い、各機関における取組の改善を促した。

### 3. 調査経過

平成31年3月26日	有識者会議 履行状況調査の実施方針の審議・決定
3月29日	調査対象機関に対して通知文書を発出
5月17日	調査対象機関が調査報告書等を提出
5月17日～	書面調査、現地調査、面接調査
令和元年10月25日	有識者会議 履行状況調査結果の審議・決定

### 4. 調査結果の総合所見

- 全ての機関(43機関)において、ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、所要の対策が着実に履行されている。
- 本調査においては、①ルールの周知やコンプライアンス教育の実施及び受講管理に基づく未受講者への対応、②発注・納品業務を原則事務部門で行う体制整備、③機関のリスクに応じた内部監査の実施など、多くの機関で機関の規模や特性に応じ実効性のある取組が見られた。
- また、ガイドラインの要請事項のうち、①機関内の責任体系の明確化、②不正に係る調査の体制・手続き等の規程整備、③換金性の高い物品の管理体制の整備などについて、一部規定と乖離した運用を行っている機関があったが、改善を促した結果、改善された。(別紙2)
- しかしながら、広島市立大学においては、ガイドライン要請事項のうち、①機関内でのルールの統一化、②競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対するコンプライアンス教育の実施と適切な受講管理、③構成員から誓約書等を徴収、④業者との癒着を防止するための誓約書を徴収することなど一部の項目で、未履行であった。
- この未履行事項は、本調査において、面接調査も実施しながら機関に対して継続的に助言を行い、速やかな履行を促したものの、機関における履行に向けた取組が必ずしも十分ではなく、本調査期間中における履行が困難であると機関が判断した事項である。
- 広島市立大学については、これらの事項を改善事項とし、その履行期限を令和2年11月6日とする管理条件を付与するとともに、履行計画の策定を求める。この履行計画の進捗状況を文部科学省においてフォローしていくため、当会議としては、フォローアップ調査の対象機関として、管理条件の履行状況についてモニタリングしていく必要がある。(別紙3)
- 今後も、引き続き、全ての機関において、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。

## 5. 今後の取組

- 今回の対象機関（43機関）においては、今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制の一層の整備に向けた取組状況も含め、ホームページ等を通じ、積極的な情報発信に努めていただきたい。また、他の研究機関においては、本調査結果として抽出した「改善事項」等を参考として、今後の公的研究費の管理・監査体制の更なる整備・充実にに向けた取組を期待したい。
- 本調査の結果、ガイドラインに基づく体制整備・運用に未履行があると判断された広島市立大学については、その事項を改善事項とし、履行期限を令和2年11月6日とする管理条件を付与することとする。また、フォローアップ調査の対象機関として、管理条件の履行状況についてモニタリングを行う。
- 調査の結果は、当該機関に通知するとともに、本調査対象外の研究機関にて、今後の公的研究費の管理・監査体制の更なる整備・充実にに向けた取組の参考にするため、文部科学省ホームページで本調査における改善事項を公表する。
- 今後、令和元年度体制整備等自己評価チェックリストの令和元年12月末のデータに基づき分析し、令和2年度履行状況調査の対象機関の選定を行うこととし、次回の有識者会議（令和2年2月～3月開催予定）で審議・決定を行う。